

3. [2005帳票]の記載例及び記載要領

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

当期事業年度開始日の直前1年以内
(審査基準日から遡って1年以内)に新規に技術職員となった者に「○」を付す。

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

この帳票の頁数を記入する。
右詰に記入し、空位のカラムは「0」で埋める。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	山梨 一郎	H 3 年 2 月 1 日	29	8 2 0 1 2 4	1 0 2 1 2 0 2					00252253	20
2		山梨 二郎	S 6 0 年 12 月 1 日	35	8 2 0 2 1 2	0 2 0 0 5 2 1						
3		山梨 三郎	S 6 0 年 12 月 2 日	34	8 2 0 3 2 1							
4		山梨 四郎	S 5 3 年 7 月 10 日	42	8 2 0 1 1 3							
5		山梨 五郎	S 5 1 年 2 月 22 日	44	8 2 0 1 0 1							
6		山梨 六郎	S 3 1 年 8 月 8 日	64	8 2 0 2 0 2							
7		山梨 七郎	S 2 9 年 9 月 19 日	66	8 2 0 2 0 2							30
8	○	山梨 八郎	S 5 6 年 7 月 4 日	39	8 2 2 9 1 3							
9		山梨 九郎	H 2 年 4 月 3 日	30	8 2 0 1 0 9							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

技術者氏名は、まず専任技術者について50音順に記載し、続けて国家資格者・監理技術者を同じく50音順に記載する

審査基準日が令和2年11月30日の時
生年月日が
昭和60年12月1日以前の場合は満35歳以上
昭和60年12月2日以降の場合は満35歳未満

この表の場合
若年技術職員(35歳未満)は2人→No1、3、9
新規若年技術職員は1人→No1 となる。

「技術職員有資格者区分コード表」(P.28~P.31)を参照し記入する。

技術職員1人につき2業種のみ申請可
(1つの業種に2つの資格は申請できません。)
(2業種の考え方)
・1資格から2業種選択
例:「土木施工管理技士」免許保有の場合 →「土木一式」と「とび・土工」共に選択可
・2資格から2業種選択
例:「土木施工管理技士」免許と「建築施工管理技士」免許保有の場合

「講習受講」欄について
申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。
①法第15条第2号イに該当するもの(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
・監理技術者資格者証のコピーを提示
③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること
・監理技術者講習修了証の写しを提示

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14別紙2）記載要領

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内（審査基準日から遡って1年以内）に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記入すること。